

規制の事前評価書

法律又は政令の名称：建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律案

規制の名称：(1) 著しく短い工期の禁止 (第 19 条の 5、第 19 条の 6、第 20 条、第 20 条の 2、第 24 条の 5 関係)

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化 (第 26 条、第 26 条の 3 関係)

(3) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令 (第 41 条の 2 関係)

(4) 建設業許可要件の廃止等 (第 7 条)

(5) 建設業許可証掲示義務緩和 (第 40 条関係)

規制の区分：新設、改正 (拡充、緩和)、廃止 ※いずれかに○印を付す。

担当部局：国土交通省土地・建設産業局建設業課

評価実施時期：平成 31 年 3 月 14 日

1 規制の目的、内容及び必要性

① 規制を実施しない場合の将来予測 (ベースライン)

長時間労働が常態化する中、働き方改革を促進するため、2024 年度からは改正労働基準法の時間外労働の上限規制が建設業についても適用されることとなった。また、現場の急速な高齢化と若者離れが深刻化する中、建設現場の生産性の向上のため、限りある人材の有効活用と若者の入職促進による将来の担い手の確保が急務となっている。加えて、地方部を中心に事業者が減少し、後継者難が重要な経営課題となる中、持続可能な事業環境を確保するため、今後も建設業者が「地域の守り手」として活躍し続けやすい環境整備が必要となっている。

働き方改革の促進や建設現場の生産性向上、持続可能な事業環境の確保を実施しなければ、建設業の担い手の数は今後も現状から好転しないことが予想されるため、現状をベースラインとすることとする。

(1) 著しく短い工期の禁止

高齢者の引退が見込まれる中、本規制の新設を実施しない場合、長時間労働の是正が図られない。

<参考>

年齢構成別の技能者数

60 歳以上 82.18 万人 (全体の 25.2%)

30 歳未満 36.5 万人 (全体の 11.1%)

総務省「労働力調査」(H30 平均) をもとに国土交通省で推計

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

技術者の将来的な減少が見込まれる中、本規制の緩和の実施により、現場を管理する技術者の配置要件を合理化しない場合、技術者一人当たりの業務負担が増加し、適正な施工がなされないおそれがある。

<参考>

・ 監理技術者資格者証保有者の年齢構成推移

H14:39歳未満 22.1% 60歳以上 14.3%

H29:39歳未満 11.6% 60歳以上 31.3%

コーホート法を用いて国土交通省にて試算

・ 技術者の推移

H14:37万人 → H30:33万人

総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(3) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令

工場等で製作された建設資材に関して不適切な事案が生じた場合、建設会社等に対する指示のみによっては再発防止を図ることが困難な可能性がある。本規制の新設を実施しない場合、建設資材の製造業者に対して再発防止の改善勧告や命令ができず、今後も資材の不具合を原因とした建設現場における不適切な事案が生じるおそれがある。

(4) 建設業許可要件の廃止等

経営層の高齢化が進む中、中小企業や個人事業主等において若手の後継者に経営の業務を引き継ぐ上で、経営業務管理責任者の要件がある場合、当該要件が足かせとなり、また、事業許可の空白が生じた場合、切れ目なく企業活動を継続できないため、特に中小企業や個人事業主等が多く見られる地域の建設業者の事業が引き継がれないおそれがある。

<参考>

・ 建設企業においては、年間8,000件程度の休廃業・解散が発生(帝国データバンク「全国企業倒産集計」、「全国「休廃業・解散」動向調査」)

・ 国交省業構造実態調査(2014年度)によると、建設企業の約4割程度は経営上の課題として後継者不足を挙げている

(5) 建設業許可証揭示義務緩和

建設業許可証の揭示は、適法に許可を受けた建設業者によって工事が行われていることを示すものであって、現行制度は元請、下請全ての許可証の揭示を義務付けているため、公衆災害(※)のおそれがある場合などにおいて、当該工事現場では是正を求めるべき元請責任を有している者が誰か判別することが困難となる。

(※) 公衆災害：工事関係者以外の第三者の生命、身体及び財産に関する危害、迷惑

② 課題、課題発生の原因、課題解決手段の検討(新設にあつては、非規制手段との比較により規制手段を選択することの妥当性)

(1) 著しく短い工期の禁止

[課題及びその発生原因]

建設工事の適正な施工を図るためには、適正な工期設定が必要である。現行は工期に関する基準が建設業法上規定されておらず、著しく短い工期で契約が締結された結果、労働者の長時間労働に繋がっている場合が見受けられる。また、施工開始後に、事前に知り得た事情を原因とした工期等の変更が生じ、手戻りによる長時間労働が生じている場合もある。

[規制以外の政策手段の内容]

現状においても、建設業の働き方改革のための関係省庁連絡会議において、政府として「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(関係省庁連絡会議申し合わせ)を策定し、各省庁から地方自治体や関係業界に周知し、ガイドラインに基づく任意の取組を促しているが、著しく短い工期の締結は解消されていない。このため、本規制による義務付けが必要である。

[規制の内容]

中央建設業審議会が工期に関して作成、実施を勧告した基準に基づき、建設工事の注文者に対しては通常必要と認められる期間に比して著しく短い工期による請負契約の締結を禁止する。建設業者に対しては工程の細目を明らかにし、工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積もらせることとする。

また、手戻りを防ぐため、請負契約締結する以前に、工期や請負代金額に影響を及ぼす施工上のリスクに係る情報に関して、注文者は建設業者に対して提供しなければならないこととする。

加えて、下請(建設工事を請負った建設業者から建設工事の注文を受けた者。以下同じ。)に注文した建設業者がその義務に違反した場合に、下請がその事実を許可権者等に知らせたことを理由とした不利益な取り扱いを禁止する。

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

[課題及びその発生原因]

(i) 現場を管理する技術者の中には、一定の実務経験と知識を有しており、一定の条件下において現場で活躍できる人材もいるものの、現行制度上、建設工事の適正な施工を確保するため、発注者から工事を直接請け負う建設業者(以下、「元請」という。)は、その金額が一定以上の場合、当該工事現場における建設工事の施工の技術上の管理をつかさどる監理技術者を現場毎に配置しなければならないこととされている。

(ii) 現行制度では、下請回数によらず各下請がそれぞれ主任技術者を置くこととされている。しかし、建設業者が直用の作業員(技能者)を十分有していないため、その確保を目的として、工事を下請けに出すという実態が見受けられる。このような実態の中、本来ならば、当該下請に注文した建設業者が置く主任技術者のみで適正な施工が確保される場合であ

っても、当該建設業者から請け負った全ての下請がそれぞれ主任技術者を置かなければならないことから、当該工事現場に必要な数以上の主任技術者が職務を行うことになり、その結果、当該建設業者一下請間又は下請間の主任技術者同士において職務内容の重複や責任範囲の不明確化が生じやすくなるなど、一定の非効率が生じている。

[緩和の内容]

- (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は元請の監理技術者の複数現場の兼任を容認。
- (ii) 工事金額が一定額未満である等の要件を満たした建設工事について、下請の置く主任技術者が行うべき施工の技術上の管理を当該下請に工事を注文した建設業者の置く主任技術者が併せて行う場合であって、その旨を当該建設工事を下請に注文した建設業者に工事を注文した者の承諾を得たときは、当該下請は主任技術者を置くことは要しないこととする制度を創設。

(3) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令

[課題及びその発生原因]

近年、建設現場では建設現場の生産性を高めるため、工場等で製作された建設資材の活用が増えている。しかし、現在工場等で製作された建設資材の不具合に起因した不適切な事案が生じた場合、建設会社等に対する指示のみによっては再発防止を図ることが困難な可能性がある。

[規制以外の政策手段の内容]

製造業者に対して是正の要請を実施。しかし、要請は任意の取組を促すものであるため十分な効果は発揮できない。このため、本規制の新設が必要である。

[規制の内容]

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、現行制度に基づく建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、製造業者に対して立入検査や、改善勧告を行ったにも関わらず従わない場合に命令できる仕組みを構築する。

(4) 建設業許可要件の廃止等

[課題及びその発生原因]

経營業務管理責任者の配置要件については、建設業が単品受注生産であることや請負者が長期間瑕疵担保責任を負うなど他の産業と異なる特性を有することを踏まえ、建設企業の安定的な経営を図る観点から、株式会社にあっては取締役のうち一人が建設業に係る経營業務の管理責任者として一定の経験を有する者であること等が許可の基準の一つとして規定されている。

しかし、こうした要件が、

- ・経営層の高齢化が進む中小企業や個人事業主等において、若手の後継者に経營業務を引き継ぐ上での足かせとなりうる
- ・生産性向上を図るため IT 企業等の他産業から招聘した役員等に建設業の経營業務を担わせる際の足かせとなりうる

・ 申請者、許可行政の双方にとって、5年以上の業務経験を証明する書類の作成・確認に多大な労力を要しており、コスト削減等を図る際の足かせとなりうるといった問題を引き起こしている。

また、建設業の特性を踏まえ、合併時の新会社設立時に新たな許可の取り直しを求めているため、許可の空白期間を生じ、円滑な事業承継の支障となっている。

[規制以外の政策手段]

建設業の許可の基準等である過去5年以上の経験者が役員に在ることを必要とする規定を廃止するのみとして、新たな規制は設けずに、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有することを要請することも考えられる。しかし、要請は任意の取組を促すものであり、十分な効果は発揮できないため、規制の新設が必要である。

[規制の内容]

建設業の許可の基準であり、変更した場合は届出が必要となる経営業務管理責任者の要件に関し、過去5年以上の経験者が役員に在ることを必要とする規定を廃止し、一方、建設業に係る経営業務の管理を適正に行うに足る能力を有することを必要とする規定を設ける。あわせて、合併・事業譲渡等に際し、円滑に事業承継できるよう、事前認可を受けることにより合併・事業譲渡時に許可が承継される制度を創設する。

(5) 建設業許可証揭示義務緩和

[課題及びその発生原因]

建設現場においては、元請・下請に関係なく、公衆災害を防止する観点から全ての建設業者に建設業の許可証の揭示が義務づけられているところ、下請次数が多い場合、一つの現場に膨大な数の建設業者が携わることが多く、当該工事現場の建設許可証の揭示を確認しても誰が元請責任を有しているのか判別することが困難となっている。公衆保護の観点からは、元請の建設業者に関する情報が容易に判別できることが必要であり、全ての建設業者が許可証を揭示する必要まではないものと考えられる。

[緩和の内容]

工事現場における標識の揭示義務の対象について、発注者から直接請け負った建設業者に限ることとする。

2 直接的な費用の把握

③ 「遵守費用」は金銭価値化（少なくとも定量化は必須）

(1) 著しく短い工期の禁止

契約締結に当たり、工程の細目を明らかにした、工期も含む見積書を交付する必要性が生じた

めの追加的費用が建設業者に発生すると考えられるが、当該費用については工事規模や事業者規模によって異なるため、定量的に把握することは困難。

また、工期や請負代金額に影響を及ぼす情報の提供に係る追加的費用が注文者に発生すると考えられるが、当該費用についてはそれぞれの工事現場の状況等によって異なるため、定量的に把握することは困難。なお、当該情報は全ての工事に必ずしも存在するとは限らない。

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

(i) 元請において、技士補を配置するための費用が生じるが、配置する現場数によって生じる費用が異なるため、定量的に把握することは困難。

(ii) 緩和される下請に対して遵守費用は生じない。

(3) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令

製造業者については不具合のない建設資材を製造する責任が求められるところ、現状でもその責任は建設業者との契約に基づき果たすべきものであるため、規制に伴う遵守費用は発生しない。

(4) 建設業許可要件の廃止等

建設業に係る経營業務の管理を適正に行うに足る能力の証明のためには、例えば業務計画書の作成といった負担が想定し得るところ、企業規模によってその負担は異なるため、定量化は困難である。

また、合併等において新たな許可申請の代わりに事前認可申請を求めるが、求める資料が現状より増加することはないため、申請者に追加の遵守費用は生じない。

(5) 建設業許可証掲示義務緩和

遵守費用は発生しない。

④ 規制緩和の場合、モニタリングの必要性など、「行政費用」の増加の可能性に留意

(1) 著しく短い工期の禁止

適正な工期に関する基準を作成するために中央建設業審議会を開催するための行政経費が増加する。

審議会 1 回あたりの開催経費は約 40 万円であり、工事の種類や事業規模毎に適正な工期を客観的に検討する必要があるため、開催回数は現時点で確定できない。

また、中建審にて勧告された適正な工期について、周知費用や地方整備局における説明会開催費などといった行政費用がかかると予想される。

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

(i) 技士補の試験について国の試験を代行する指定試験機関の監督費用が生じるが、現行制度下においても指定試験機関が代行する資格試験に係る監督費用は生じているため、現状と差分はない。

(ii) 行政費用は発生しない。

(3) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令

製造業者に対して行う是正命令等に係る費用が発生するが、是正命令等は必要な場合に限り行うものであって、これらを定常的に行うことは想定されないため、当該費用は軽微であると考えられる。

(4) 建設業許可要件の廃止等

建設業の許可や変更の届出において、例えば許可申請者の経営能力を申請された業務計画書に基づき評価することが必要となるが、国や都道府県の担当部局の現行組織において対応可能な程度であり、発生する費用は僅少であると想定される。

また、合併等において許可の事前認可に係る行政費用が生じるが、この費用は現行制度上では合併後の許可に係る費用として生じていたものと同じであり、追加の行政費用は生じない。

(5) 建設業許可証掲示義務緩和

当該規制緩和に伴う行政費用の増加はない。

3 直接的な効果（便益）の把握

⑤ 効果の項目の把握と主要な項目の定量化は可能な限り必要

(1) 著しく短い工期の禁止

中央建設業審議会が工期に関して作成、実施を勧告した基準に基づき工期が設定されることで、適正な工期が設定されることにより、技術者・技能労働者の長時間労働が是正される。なお、長時間労働の是正度合いは、対象とする工事によって異なるため、適正な工期について定量的に把握することは困難である。

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

技術者の配置要件の緩和により、限りある技術者を有効活用できることにより、技術者一人当たりの業務負担が軽減され、適正な施工が確保される。なお、確保される施工の適正さの度合いについては、本制度を活用する工事現場の数や下請回数によって変化するため、定量的に把握することは困難である。

(3) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令

本条項が製造業者への抑止力となり、不適切な資材の製造が減少することで、建設業者による建設資材製造品の積極的な活用が促進され、建設業の生産性向上が期待できる。なお、工事において活用する製品の使用割合や削減できる費用が異なるため、定量的に把握することは困難である。

<参考>

国土交通省所管直轄土木工事（平成24年実績）における工場製品と現場打ちコンクリートの割合
トンネル：99% 築堤・護岸：95% 側溝：45%

※数字は全直接工事費に占める工場製品を使用した工事費の割合

(4) 建設業許可要件の廃止等

本改正により、従来は後継者探しや許可の空白期間となっていたため活動できなかった期間も活動が可能となるため、切れ目なく企業活動を継続させることができるようになる。なお、企業の規模により効果が異なるため定量化は困難である。

<参考>

許可行政庁による手続きは一般的に1～4ヶ月要することが多い

(5) 建設業許可証掲示義務緩和

工事現場で是正を求めべき元請責任を有する者が明確に分かることにより公衆の保護が図られるが、工事現場によって、参画している下請業者数は異なるため、定量化は困難である。

⑥ 可能であれば便益（金銭価値化）を把握

(1)～(5)

上述のとおり定量的に把握することは困難であるため、金銭価値化は困難である。

⑦ 規制緩和の場合は、それにより削減される遵守費用額を便益として推計

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

当該規制緩和に伴い監理技術者や主任技術者は他の現場に従事することが可能となるが、その費用便益は他の現場で従事する工事の全体額等諸条件を勘案する必要があるため、金銭価値化は困難。

(5) 建設業許可証掲示義務緩和

下請にとって、掲示用の許可証の作成や掲示等を含めた管理するための負担が軽減される。

4 副次的な影響及び波及的な影響の把握

- ⑧ 当該規制による負の影響も含めた「副次的な影響及び波及的な影響」を把握することが必要

(1) 著しく短い工期の禁止

本改正により、建設業者が締結する工事の請負契約について、著しく短い工期による締結を禁止するため建設業者の事業活動に影響を与える。

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

(i) ・技士補の資格の付与にあたり、検定を通じて一定の技術力を確認するので、本規制の緩和による安全性への影響は発生しない。

・元請において監理技術者の設置不要化に伴う合理的な経営に資することになるため、規制緩和の条件を満たせば、遵守費用以上の便益が期待される。

(ii) ・下請に主任技術者を配置しない場合の下請に注文した建設業者が配置する主任技術者の要件として、一定の指導監督的な実務経験を有する者を専任で配置することを別途定めるため、本規制の緩和による安全性への影響は発生しない。

・下請に注文する建設業者については円滑な施工の確保（下請の円滑な確保）、下請については主任技術者の設置不要化に伴う合理的な経営に資することとなるため、条件を満たす限りにおいて、費用以上の便益が期待される。

(5) 建設業許可証掲示義務緩和

元請にとって、狭小地などでの工事の場合、複数の建設業者の許可票を掲示するスペースを確保することが困難な場合があるため、当該規制緩和によって、スペース確保の負担が軽減される。

5 費用と効果（便益）の関係

- ⑨ 明らかとなった費用と効果（便益）の関係を分析し、効果（便益）が費用を正当化できるか検証

(1) 著しく短い工期の禁止

契約締結に当たり、建設業者に工程の細目を明らかにした工期も含む見積書を交付するための追加的費用、注文者に情報の事前提供のための追加的費用が、それぞれ発生すると考えられる。また、適正な工期に関する基準を作成、周知、さらに基準への対応等について確認するための行政費用が発生する。さらに、副次的な影響及び波及的な影響として、建設業者の事業活動に影響を与える。

一方、当該規制により著しく短い工期の締結がされなくなり、長時間労働が是正されるという大きな効果（便益）があり、効果（便益）が費用を上回ると考えられることから、当該規制強化を行うことが妥当である。

（２）工事現場の技術者に関する規制の合理化

元請において、技士補を配置するための費用が発生する。また、技士補の試験に係る監督費用が行政に発生するが、現行制度化でも資格試験を実施しており現状と差分はない。さらに、技士補と下請の主任技術者を配置しない場合の下請に注文した建設業者の主任技術者について、一定の能力を求めため安全性への影響は発生しない。本制度を活用することで、限りある技術者の有効活用という効果が発生し、さらに受注機会の確保などの効果も期待され、効果（便益）が費用を上回ることから当該規制緩和を行うことは妥当である。

（３）建設資材製造業者等に対する勧告及び命令

製造業者については不具合のない建設資材を製造する責任が求められるところ、現状でもその責任は果たすべきものであるため、規制に伴う遵守費用は発生しない。また、行政費用については、定常的に行うものではないため軽微である。

一方、本条項が製造業者への抑止力となり、不適切な資材の製造が減少することで、建設業者による建設資材製造品の積極的な活用が促進され、建設業の生産性向上が期待できるため、効果（便益）が費用を上回ると考えられることから、当該規制を新設することが妥当である。

（４）建設業許可要件の廃止等

建設業に係る経營業務の管理を適正に行うことに足る能力の証明のためには、例えば業務計画書の作成といった負担が想定される。また、行政費用として建設業の許可等において申請者の経営能力確認を評価する必要があるが発生する費用は僅少である。

合併等において、新たな許可申請の代わりに事前認可申請を求めるが、求める資料が現状より増加することはないため、追加の遵守費用、行政費用は生じない。

一方、本改正により、従来は後継者探しや許可の空白期間となっていたため活動できなかった期間も活動が可能となるため、切れ目なく企業活動を継続させることができるようになる。

そのため、効果（便益）が費用を上回ると考えられることから、当該緩和を実施することが妥当である。

（５）建設業許可証揭示義務緩和

遵守費用、行政費用とも発生しない。一方、元請責任を有する者が明確に分かることにより公衆の保護は図られる。下請にとって、揭示用の許可証の作成や揭示等の管理に係る費用負担が軽減されるとともに、元請にとって、狭小地などでの工事の場合、複数の建設業者の許可票を掲示するスペースを確保することが困難な場合があるため、当該規制緩和によって、スペース確保の負担が軽減される。

このため、効果（便益）が費用を上回ると考えられることから、当該緩和案を導入することが妥当である。

6 代替案との比較

- ⑩ 代替案は規制のオプション比較であり、各規制案を費用・効果（便益）の観点から比較考量し、採用案の妥当性を説明

(1) 著しく短い工期の禁止

[代替案の内容]

建設業者に工種ごとの作業及びその準備に必要な日数を見積らせることとせず、注文者に対して著しく短い工期での請負契約の締結の禁止と契約締結以前に工期等に影響を及ぼす施工上のリスクに関する情報の提供を求めるのみとする。

[費用]

・ 遵守費用

工期や請負代金額に影響を及ぼす情報の提供に係る追加的費用が注文者に発生すると考えられる。

・ 行政費用

適正な工期に関する基準を作成するために中央建設業審議会を開催するための行政経費が増加し、周知費用が発生する。

[効果（便益）]

建設業者からの工種ごとの作業等に必要日数の見積りを不要とするため、注文者において中建審にて勧告する適正な工期設定の基準と比較ができなくなり、適正な工期を設定した請負契約を締結することが困難となる。

このため、適正な工期の設定がなされることによって、労働者の長時間労働が是正されるという効果の発生は限定的となる。

[副次的な影響および波及的な影響]

建設業者が締結する工事の請負契約について、著しく短い工期による締結を禁止するため建設業者の事業活動に影響を与える。

[費用と効果（便益）の比較]

情報の事前提供のための追加的費用が注文者に発生すると考えられる。また、適正な工期に関する基準を作成、周知、さらに基準への対応等について確認するための行政費用が発生する。さらに、副次的な影響及び波及的な影響として、建設業者の事業活動に影響を与える。一方、適正な工期の設定がなされることによって、労働者の長時間労働が是正されるという効果の発生は限定的となる。

[規制案と代替案の比較]

規制案と比較すると代替案は、発生する費用は同じであり、効果は限定的である。このため、規制案を採用することが妥当である。

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

[代替案の内容]

- (i) 元請の監理技術者に関し、これを補佐する制度を創設し、技士補がいる場合は元請の

監理技術者の複数現場の兼任を容認。

- (ii) 下請の主任技術者に関し、一定未満の工事金額等の要件を満たした場合の主任技術者の設置を不要化とし、当該下請に注文した建設業者に対する注文をした注文者の承諾及び当該下請との合意を当該建設業者が得るとの要件を設けない。

[費用]

・ 遵守費用

- (i) 元請において、技士補を配置するための費用が生じるが、配置する現場数によって生じる費用が異なるため、定量的に把握することは困難。
- (ii) 緩和される下請に対して遵守費用は生じない。

・ 行政費用

- (i) 技士補の試験について国の試験を代行する指定試験機関の監督費用が生じるが、現行制度下においてもでも指定試験機関が代行する他の資格試験に係る監督費用は生じているため、現状と差分はない。
- (ii) 行政費用は発生しない。

[効果（便益）]

技術者の配置要件の緩和により、限りある技術者を有効活用できることにより、技術者一人当たりの業務負担が軽減される。さらに、下請に注文した建設業者と当該下請との合意要件がなくなるため、下請は自由に主任技術者の配置を省略することができるようになる。

このため、一定の効果は発生するものの、下請に注文した建設業者は下請の体制を管理できないため、施工の安全性の確保が困難になる。

[副次的な影響および波及的な影響]

- (i) ・ 技士補の資格の付与にあたり、検定を通じて一定の技術力を確認するので、本規制の緩和による安全性への影響は発生しない。
- ・ 元請において受注機会の確保に資することになるため、規制緩和の条件を満たせば、遵守費用以上の便益が期待される。
- (ii) 下請に注文する建設業者については円滑な施工の確保（下請の円滑な確保）、下請については受注機会の確保（主任技術者の配置不要）に資することとなるため、条件を満たす限りにおいて、費用以上の便益が期待される。

[費用と効果（便益）の比較]

元請において、技士補を配置するための費用が発生する。また、技士補の試験に係る監督費用が行政に発生するが、現行制度化でも他の資格試験を実施しており現状と差分はない。さらに、技士補について、一定の能力を求めるとの安全性への影響は発生しない。本制度を活用することで、限りある技術者の有効活用という効果が発生し、さらに受注機会の確保などの効果も期待される。一方、下請との合意などの要件がなくなるため、下請に注文した建設業者は下請の体制を管理できなくなり、施工の安全性の確保が困難になる。

[規制案と代替案の比較]

緩和案と比較すると代替案は、発生する費用は同じであるが、施工の安全性の確保が困難になるので、緩和案が妥当である。

(3) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令

[代替案の内容]

建設生産物に、資材に起因した不具合が生じた場合、建設業者等への指示に併せて、再発防止のため、建設資材製造業者に対して立入検査のみを行う規定とする。

[費用]

・ 遵守費用

現状においても、建設資材製造業者については適切な製品を製造する責任が求められるところ、現状でもその責任は建設業者との契約に基づき果たすべきものであるため規制に伴う遵守費用は発生しない。

・ 行政費用

建設資材製造業者に対して行う立入検査に係る費用が発生するが、立入検査は必要な場合に限り行うものであって、これらを定常的に行うことは想定されないため、当該費用は軽微であると考えられる。

[効果（便益）]

建設資材製造業者への抑止力となり不適切な資材の製造が減少することが期待できるものの、勧告に従わない場合の命令と比較すれば製造業者への実効的な処分を下すことができず、効果の発生は限定的である。

[副次的な影響および波及的な影響]

なし

[費用と効果（便益）の比較]

建設資材製造業者については適切な製品を製造する責任が求められるところ、現状でもその責任は果たすべきものであるため、規制に伴う遵守費用は発生しない。また、行政費用については、定常的の行うものではないため軽微である。

一方、本条項が製造業者への抑止力となり、不適切な資材の製造が減少することが期待できるが、勧告に従わない場合に命令により製造業者への実効的な処分を下すことができず効果の発生は限定的である。

[規制案と代替案の比較]

規制案を比較すると代替案の効果は限定的であり、十分な抑止力にならないと考えられる。よって、規制案を採用するのが妥当である。

(4) 建設業許可要件の廃止等

[代替案の内容]

経営業務管理責任者に係る建設事業に関する経営経験の年数を短縮する。

あわせて、合併・事業譲渡等に際し、事前認可の手続きにより事業承継をできることとする。

[費用]

・ 遵守費用

経営業務管理責任者について、求める条件が緩和されているため、申請者に追加の遵守費

用は生じない。

・行政費用

事業承継に際し、認可手続きの時期が事前にうつるとどまるため、追加の行政費用は生じない。

[効果（便益）]

引き続き、後継者の選定に一定の建設事業に関する経営経験の年数が必要であり、切れ目なく企業活動を継続させることができるという効果の発生は限定的である。

事業承継については、事前認可の手続きにより、切れ目なく企業活動を継続させることができという利益がある。

[副次的な影響および波及的な影響]

副次的な影響及び波及的な影響は発生しない。

[費用と効果（便益）の比較]

遵守費用、行政費用は発生せず、一定の効果の発生は見込まれる。

[規制案と代替案の比較]

規制案と比較すると、効果の発生は限定的であり、規制案が妥当である。

(5) 建設業許可証揭示義務緩和

代替案として、許可証の揭示義務の廃止が考えられる。揭示義務を廃止した場合、工事現場においてどの業者が元請責任を負っているか不明瞭になることため、公衆保護の観点から妥当ではない。よって、代替案より緩和案の方が優れていると考えられる。

7 その他の関連事項

⑪ 評価の活用状況等の明記

(1) 著しく短い工期の禁止

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会において規制内容について検討が行われた。(平成30年6月22日中間とりまとめ)

年齢構成別の技能者数については、総務省「労働力調査」(H30平均)をもとに国土交通省で推計。

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会にて規制内容について検討が行われた。(平成30年6月22日中間とりまとめ)

・ 監理技術者資格者証保有者の年齢構成推移については、コーホート法を用いて国土交通省にて試算

・ 技術者の推移については、総務省「労働力調査」(暦年平均)を基に国土交通省で算出

(5) 建設業許可証揭示義務緩和

中央建設業審議会・社会資本整備審議会基本問題小委員会において規制内容について検討が行われた。(平成30年6月22日中間とりまとめ)

- ・事業者からの意見を参考とした

8 事後評価の実施時期等

⑫ 事後評価の実施時期の明記

政府は、この法律の施行後5年を経過した場合において、改正後の規定の施行の状況について検討を加え、必要があると認めるときは、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとしており、施行後から5年後に事後評価を実施する。

⑬ 事後評価の際、費用、効果（便益）及び間接的な影響を把握するための指標等をあらかじめ明確にする。

(1) 著しく短い工期の禁止

- ・通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間で締結された請負契約の件数

(2) 工事現場の技術者に関する規制の合理化

- ・(i) 技士補の数
- ・(ii) の制度を活用している現場数

(3) 建設資材製造業者等に対する勧告及び命令

- ・国土交通大臣等による建設資材製造業者に対する勧告・命令の件数

(4) 建設業許可要件の廃止等

- ・事業承継制度を活用した企業数

(5) 建設業許可証揭示義務緩和

- ・工事現場で揭示される許可証数